

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】	7 - 関東 1 - 1
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 4月17日
【会社名】	株式会社西武ホールディングス
【英訳名】	SEIBU HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO兼COO 西山 隆一郎
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
【電話番号】	(03)6709 3112
【事務連絡者氏名】	上席執行役員広報部長 多々良 嘉浩
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
【電話番号】	(03)6709 3112
【事務連絡者氏名】	上席執行役員広報部長 多々良 嘉浩
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第 6 回無担保社債（5 年債） 10,000百万円 第 7 回無担保社債（10年債） 10,000百万円 計 20,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	2025年 2月14日
効力発生日	2025年 2月23日
有効期限	2027年 2月22日
発行登録番号	7 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 50,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 50,000百万円  
(50,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	株式会社西武ホールディングス第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付) (グリーン・ネイチャーボンド)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年2.223%
利払日	毎年4月23日及び10月23日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2026年10月23日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各23日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記(注)「11.元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2031年4月23日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2031年4月23日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)「11.元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年4月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年4月23日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第7回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ソーシャルボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、担付切換条項が付されている無担保社債及びその他の債権に対して劣後することがある。</p> <p>2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他の必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

## （注）

## 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

## (1) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA（シングルA）の信用格付を2026年4月17日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

## (2) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&amp;I」という。）

本社債について、当社はR&IからA-（シングルAマイナス）の信用格付を2026年4月17日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ

（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

## 2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

### 3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

### 4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

### 5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本（注）6に定める方法により本社債の社債権者にその旨を公告する。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違反したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

### 6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

### 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

### 8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

### 9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

### 10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注）6に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）9に定める社債権者集会に関する費用

### 11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,100	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,600	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,300	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,000	
計	-	10,000	-

## (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	株式会社西武ホールディングス第7回無担保社債(社債間限定同順位特約付) (ソーシャルボンド)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年2.938%
利払日	毎年4月23日及び10月23日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2026年10月23日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各23日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)「11.元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2036年4月23日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2036年4月23日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)「11.元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年4月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年4月23日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第6回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーン・ネイチャーボンド)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、担付切換条項が付されている無担保社債及びその他の債権に対して劣後することがある。</p> <p>2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社は直ちに登記その他の必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>

財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからA(シングルA)の信用格付を2026年4月17日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当社はR&IからA-(シングルAマイナス)の信用格付を2026年4月17日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ

(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく本(注)6に定める方法により本社債の社債権者にその旨を公告する。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

#### 6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

#### 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

#### 9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)6に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用

#### 11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 4【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	10,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
計	-	10,000	-

## (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 5【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	142	19,858

(注)上記金額は、第6回無担保社債及び第7回無担保社債の合計金額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,858百万円のうち、第6回無担保社債(グリーン・ネイチャーボンド)の差引手取概算額である9,934百万円は、9,834百万円を2026年4月末までにグリーンプロジェクトである省エネ車両40000系の新造及びサステナ車両の導入に要した借入金の返済資金に、残額を2027年3月末までにネイチャープロジェクトである「西武の森」の環境保全地区化に係る修繕及び業務委託等に要する新規投資に充当する予定であります。

第7回無担保社債(ソーシャルボンド)の差引手取概算額である9,924百万円は、全額を2026年4月末までにソーシャルプロジェクトであるホームドア整備(西武鉄道新宿線 新所沢駅、西武鉄道池袋線 保谷駅)及び新宿線東村山駅付近連続立体交差事業、新宿線中井~野方間連続立体交差事業の導入に要した借入金の返済資金に充当する予定であります。

なお、実際の充当期間までは、現金又は現金同等物にて管理します。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーン・ネイチャーボンド及びソーシャルボンドとしての適格性について

当社は、グリーン・ネイチャーボンド及びソーシャルボンドの発行を含むサステナブルファイナンス実施のために、以下の原則等に基づいて、サステナブルファイナンス・フレームワーク(以下「本フレームワーク」という。)を策定しました。本フレームワークに対する第三者評価として株式会社日本格付研究所(JCR)より、本フレームワークが以下の原則等に適合する旨のセカンド・パーティ・オピニオンを取得しています。

- ・グリーンボンド原則2025(国際資本市場協会(以下「ICMA」という。))
- ・グリーンローン原則2025(ローン・マーケット・アソシエーション(以下「LMA」という。)等)
- ・ソーシャルボンド原則2025(ICMA)
- ・ソーシャルローン原則2025(LMA等)
- ・ソーシャルボンドガイドライン2021年版(金融庁)
- ・サステナビリティボンドガイドライン2021(ICMA)
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則2024(ICMA)
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則2025(LMA等)
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2024年版(環境省)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2024年版(環境省)

・ Sustainable Bonds for Nature : A Practitioner's Guide (ICMA) (注)

(注) 「Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide」とは、ICMAが、グリーンボンド原則等に基づき、ネイチャーボンドの発行に関わる主要な構成要素、環境への影響を評価する方法等に関する情報を提供するために策定・公表した国際的な実務者ガイドをいいます。

#### サステナブルファイナンス・フレームワークについて

当社は本フレームワークを策定の後、本フレームワークに基づいたサステナブルファイナンスによる資金調達を予定しております。本フレームワークより調達ができるファイナンスは以下の通りです。

サステナビリティ・ファイナンス (資金用途を特定する場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーンボンド/グリーンローン</li> <li>・ ネイチャーボンド/ネイチャーローン</li> <li>・ ソーシャルボンド/ソーシャルローン</li> <li>・ サステナビリティボンド/サステナビリティローン</li> </ul>
サステナビリティ・リンク・ファイナンス (資金用途を特定しない場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サステナビリティ・リンク・ボンド</li> <li>・ サステナビリティ・リンク・ローン</li> </ul>

#### 1. 調達資金の用途

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の適格プロジェクトに対する融資・出資等のファイナンス又はリファイナンス(発行体の自己所有、出資、融資、リース、割賦契約等の対象資産)に充当する予定です。なお、リファイナンスに充当する場合は、資金調達から遡って36ヶ月以内に実施されたプロジェクトを対象とします(グリーンビルディングを除く)。

#### <グリーン適格プロジェクト>

グリーンプロジェクト分類	適格クライテリア	マテリアリティ
クリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道車両の省エネ化に係る投資</li> <li>・ EV/燃料電池バスの導入に係る投資</li> <li>・ 鉄道インフラの維持・改修・更新に係る投資</li> <li>- 駅舎、線路、踏切、変電所、車内防犯カメラ等</li> </ul>	脱炭素・資源有効活用 安全・安心なサービス提供
気候変動適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道関連インフラの自然災害対策に係る投資</li> <li>- 土砂災害対策としての法面改良・斜面整備・落石防護対策工事</li> </ul>	
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギーによる電力調達</li> <li>- 太陽光発電、中小水力発電、地熱発電(直接排出量が100g-CO<sub>2</sub>/kWhを下回ること)、バイオマス発電(バイオマス発電の燃料は食糧と競合しないこと、国内から調達した燃料であること、FIT/FIP制度のライフサイクルGHG排出量の基準を満たすこと、輸入バイオマスの場合は、FSC等により、持続可能性(合法性)が認証された木材・木材製品であること)の導入・活用</li> <li>- 再生可能エネルギー由来の電力購入</li> </ul>	脱炭素・資源有効活用
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー熱利用の導入・整備</li> <li>- 地中熱利用</li> </ul>	

グリーン ビルディング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の環境認証を取得済、もしくは将来取得予定の建物の建築・取得・更新</li> <li>- CASBEE（新築・不動産）：B+ランク以上</li> <li>- 自治体版CASBEE：B+ランク以上 工事完了日より3年間を有効期限とする</li> <li>- BELS（平成28年度基準）：3つ星以上（既存不適格は除く） 既存不適格：工場等（物流倉庫含む）BEI=0.75超</li> <li>- BELS（令和6年度基準）： 非住宅 レベル4以上 住宅 レベル3以上</li> <li>- ZEB/ZEH/ZEH-M Oriented 以上</li> <li>- DBJ Green Building 認証：3つ星以上</li> <li>- LEED 認証：Silver以上 BD+Cについてはv4以降</li> <li>- BREEAM認証：Very Good以上 BREEAM New Construction についてはv6以降</li> <li>- 東京都建築物環境計画書制度（2020年度基準以降）： 非住宅 設備システムの高効率化 評価段階2以上 住宅 設備システムの高効率化 評価段階3</li> <li>- 東京都建築物環境報告書制度： 非住宅 BEI 0.7以下 住宅 BEI 0.8以下</li> </ul>	脱炭素・資源有効活用 住みたいまち・訪れたいまち づくり
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

<ネイチャー適格プロジェクト>

ネイチャー プロジェクト分類	適格クライテリア	マテリアリティ
自然資源・土地利用 の持続可能な管理	・「西武の森」の環境保全地区化に係る諸投資	脱炭素・資源有効活用

ネイチャー適格プロジェクトはグリーン適格プロジェクトでもある。

<ソーシャル適格プロジェクト>

ソーシャル プロジェクト分類	適格クライテリア/想定される効果/対象となる人々	マテリアリティ

手ごろな価格の基本的インフラ設備	鉄道関連インフラの維持・改修・更新に係る投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化、ホームドア整備</li> <li>[想定される効果]</li> <li>バリアフリーの推進</li> <li>[対象となる人々]</li> <li>障がい者、高齢者を含む全ての鉄道サービス利用者</li> </ul>	安全・安心なサービス提供
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物の耐震補強工事</li> <li>[想定される効果]</li> <li>防災・減災対策</li> <li>[対象となる人々]</li> <li>自然災害の罹災者、沿線住民を含む全ての鉄道サービス利用者</li> </ul>	
手ごろな価格の基本的インフラ設備	まちの賑わいや商業の活性化につながる市街地再開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続立体交差事業</li> <li>[想定される効果]</li> <li>安全で快適なまちづくり</li> <li>[対象となる人々]</li> <li>障がい者、高齢者、子どもを含む通行者、全ての鉄道サービス利用者</li> </ul>	住みたいまち・訪れたいまちづくり 安全・安心なサービス提供
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策を施した設備の導入</li> <li>- 帰宅困難者の一時受け入れ施設としての機能整備</li> <li>[想定される効果]</li> <li>防災・減災対策</li> <li>[対象となる人々]</li> <li>自然災害の罹災者、全ての施設利用者</li> </ul>	
必要不可欠なサービスへのアクセス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援につながる施設の導入</li> <li>- 授乳室、ゆったりトイレ、DX・AIの活用等</li> <li>[想定される効果]</li> <li>ダイバーシティの推進、バリアフリー/ユニバーサルサービスの推進</li> <li>[対象となる人々]</li> <li>子育て世代の施設利用者</li> </ul>	

## 2. プロジェクトの評価及び選定プロセス

本フレームワークに基づいて調達した資金が充当される適格プロジェクトは、財務部が西武グループのサステナビリティアクション統括部署である経営戦略部と協議の上、対象候補を特定し、財務部担当執行役員が最終承認を行います。

各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、潜在的にネガティブな環境面の影響に配慮しているものであり、以下の項目について対応していることを確認しています。

- ・国もしくは事業実施の所在地の地方自治体において求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ・事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施
- ・西武グループのグループビジョン、サステナビリティアクション等に沿った調達、環境汚染の防止、労働環境、人権への配慮の実施

## 3. 調達資金の管理

本フレームワークに基づき調達した資金と資産の紐付け、調達資金の充当状況は、当社の内部管理ファイルを用いて、財務部にて年次で管理します。なお、事業会社が主体となる適格プロジェクトについては、当社からプロジェクトを実施する事業会社に貸付を行います。

調達資金が充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて管理します。また、適格プロジェクトへの充当時期の遅れ以外の理由により未充当金が発生することが明らかになった場合は、プロジェクトの評価及び選定プロセスに従い、適格クライテリアを満たす他のプロジェクトを選定し、資金を充当します。

#### 4. レポーティング

当社は、資金充当状況レポーティング及びインパクト・レポーティングを、守秘義務の観点も考慮した上で可能な限り当社ウェブサイトにて年次で開示します。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

##### 4.1. 資金充当状況レポーティング

当社は、サステナビリティ・ファイナンスの調達から償還/返済されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- ・適格クライテリア毎の充当金額
- ・未充当金の金額

##### 4.2. インパクト・レポーティング

当社は、サステナビリティ・ファイナンスの調達から償還/返済されるまでの間、以下の項目について守秘義務の観点も考慮した上で適格クライテリア単位での開示を予定していますが、プロジェクトによっては可能な範囲で個別に開示します。

##### <グリーン適格プロジェクト>

グリーンプロジェクト分類	適格クライテリア	レポーティング項目例
クリーン輸送	・鉄道車両の省エネ化に係る投資	・導入車両の概要 ・CO <sub>2</sub> 排出削減量
	・EV/燃料電池バス	・導入車両の概要 ・CO <sub>2</sub> 排出削減量
	・鉄道インフラの維持・改修・更新に係る投資 - 駅舎、線路、踏切、変電所、車内防犯カメラ等	・整備概要
気候変動適応	・鉄道関連インフラの自然災害対策に係る投資	・整備概要
再生可能エネルギー	・再生可能エネルギーによる電力調達 - 太陽光、中小水力、地熱、バイオマス発電の導入・活用 - 再生可能エネルギー由来の電力購入	・導入設備の概要 ・CO <sub>2</sub> 排出削減量 ・年間発電量 (kWh)
エネルギー効率	・再生可能エネルギー熱利用の導入・整備 - 地中熱利用	・整備概要 ・消費電力削減量又は率 ・地中熱の活用量
グリーンビルディング	・環境認証を取得済、もしくは将来取得予定の建物の建築・取得・更新 対象となる環境認証については、「1. 調達資金の使途」を参照	・取得する物件の概要 ・環境認証の取得状況 ・CO <sub>2</sub> 排出削減量

##### <ネイチャー適格プロジェクト>

ネイチャープロジェクト分類	適格クライテリア	レポーティング項目例
自然資源・土地利用の持続可能な管理	・「西武の森」の環境保全地区化に係る諸投資	・整備した環境保全地区の概要 ・社有地の環境保全地区化率 ・以下の締結に関する概要 -自治体、関係行政機関等との環境保全等に関する合意書、協定書等の締結 -森林組合、林業会社等との森林施業等に関する業務委託契約等の締結 ・取得環境認証の概要

##### <ソーシャル適格プロジェクト>

適格クライテリア	アウトプット	アウトカム	インパクト
----------	--------	-------	-------

バリアフリー化、 ホームドア整備	・整備概要	・整備箇所・件数	・安全安心なインフラ構築
建造物の耐震補強工事	・整備概要	・整備箇所・件数	・安全安心なインフラ構築
連続立体交差事業	・整備概要	・除去した踏切数	・安全安心なインフラ構築
防災対策を施した 設備の導入	・整備概要	・帰宅困難者の想定受入 可能人数、備蓄品の想定 利用可能人数	・地域の防災力強化の推進
子育て支援につながる 施 設の導入	・整備概要	・整備箇所数	・子育てしやすい環境の構築

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

**第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】**

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月23日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

事業年度 第21期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月14日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年4月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月26日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年4月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2026年2月26日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2026年4月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社西武ホールディングス本店  
（東京都豊島区南池袋一丁目16番15号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。